

インボイス施行に伴う請求書変更に関するQ&A【HP掲載用】R5.9.15版

| No. | 質問 | 回答 |
|--------------------|---|--|
| 全般 | | |
| 1 | 請求書の様式が変更されたということですが、旧様式を使ってもいいですか。 | 必要項目が記載されていれば、旧様式でもご使用いただけますが、特段の事情がない限り、新しい様式でのご提出をお願いいたします。 |
| 2 | インボイス制度対応に伴い、自社作成の様式の請求書で提出したいのですが、いいですか。 | 金額、内訳、振込先、住所、氏名（法人の場合は法人名、役職名、代表者氏名）など、様式第18（その3）の要件を満たすものであれば、請求書発行事業者作成の様式でも構いません。 |
| 登録番号に関すること | | |
| 3 | 登録番号は記載する必要がありますか。 | 税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」のみ記入します。それ以外の事業者や個人・団体等は記入をしません。 |
| 4 | 登録番号は様式第18（その3）所定の枠以外の部分に記載しても良いですか。また、その際、登録番号が印字されたゴム印を押す対応でもいいですか。 | 余白に記載、またはゴム印を押す対応で構いません。 |
| 5 | 補助金の請求書に登録番号を記載する必要がありますか。 | 必要ありません。なお、記載してあっても構いません。 |
| 税額等に関すること | | |
| 6 | 消費税額10%（8%）対象の欄に記載すべき額を、8%（10%）対象の欄に記載してしまいました。そのまま提出していいですか。 | 正しく記載した請求書をご提出ください。 |
| 7 | 鹿児島市の定めた請求書の中で「内訳」欄の上部の単価・金額欄に記載するのは税抜額ですか、税込額ですか。 | どちらでも構いませんが、総合計額と首標金額が契約書・請書・見積書の金額と合致するように記載する事が必要です。（税抜額で記載された方が見積書等と一致させやすく簡潔です。） |
| 8 | 国税庁は、消費税の端数処理は切り上げ切り捨て四捨五入のうち事業者の任意としています。消費税額の小数点以下の端数を切り上げまたは四捨五入して計算した請求書で請求していいですか。 | 従前通り、法律により、地方公共団体の支払金の金額に1円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てることとなっています。請求書発行事業者作成の様式で、契約書・請書・見積書と金額が一致しない場合は、金額を契約書等に一致させて、本市様式の請求書へ替えてのご提出をお願いいたします。 ◆参考：「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」 |
| 取引年月日に関すること | | |
| 9 | 「取引年月日」はどこに書けばいいですか。 | 記載する必要がある場合は、内訳欄の備考欄に記載してください。 |